

総務人事部課長 殿
各事業所健康管理担当部課長 殿

健康事業推進部長
〔印略〕
富士通健康保険組合
常務理事 〔印略〕

2011年度疾病予防事業等の実施について(ご通知)

日頃より、当健康保険組合の業務運営につきましては、種々ご配慮いただき厚くお礼申し上げます。
当健康保険組合では、被保険者と被扶養者の皆様の疾病予防と日常の健康増進施策を行ない、健康意識と健康度を高めるよう種々事業を実施しております。
今般、2011年度より実施する新規事業および見直し項目等につき、ご通知申し上げます。
あわせて、生活習慣病健康診断等の費用補助につきまして、下記のとおり実施いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

■継続事業について

1. 国内勤務者(生活習慣病健康診断・婦人科健診について)
2. 海外勤務者(健康診断・婦人科健診・配偶者健診・予防接種費用補助について)

■新規事業について

1. 特定保健指導実施に伴う費用補助の実施【重要】
2. 脳ドック、肺ドック、内臓脂肪検診費用補助の実施

■見直し項目について

1. 海外勤務者の健康診断(婦人科健診・配偶者健診)補助額の変更
2. 電話相談事業の見直しに伴う電話番号の変更
3. 被保険者婦人科健診・配偶者健診・家族健診費用補助に伴う振込みについて
4. 特例退職者・任意継続被保険者に対する健診制度の名称変更

記

I. 国内勤務者

1. 生活習慣病健康診断について

区分	対象者	健康保険組合補助額
一次健診	30歳時	毎年4月1日現在30歳の被保険者 健診費用 × 1/2 (上限 税込 10,500 円まで) 医師の判断により胃部X線を実施した場合は上限税込 15,750 円までとなります。聴力検査(オージオメータ)は対象外(※1)
	35歳時	毎年4月1日現在35歳の被保険者 健診費用 × 1/2 (上限 税込 15,750 円まで)
	40歳以上	当該年度内(4月1日～3月31日)に40歳以上となる被保険者 健診費用 × 1/2 (上限 税込 15,750 円まで)

健診補助項目

- | | |
|---|--|
| ①家族歴、既往歴および業務歴の調査 | ⑩血中脂質検査(Tch, TG, HDL コレステロール, LDL コレステロール) |
| ②自覚症状および他覚症状の調査 | ⑪糖代謝検査(血糖, HbA1c) |
| ③身長・体重・BMI・腹囲・視力の測定および聴力検査(1000Hz・4000Hz)(※1)上記30歳時健診参照 | ⑫心電図検査 |
| ④尿検査(蛋白・糖・沈渣) | ⑬胃部X線検査(※1)上記30歳時健診参照 |
| ⑤胸部X線検査 | ⑭糞便中の潜血検査 |
| ⑥血圧の測定 | ⑮血中尿酸の検査 |
| ⑦貧血検査(R, Hb, Ht) | ⑯腎機能検査(BUN, クレアチニン) |
| ⑧血液一般(W, PLT) | ⑰血中総蛋白の検査 |
| ⑨肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTP) | ⑱黄疸の検査(T-BiL) |
| | ⑲その他、医師が認める検査 |

※上記検査項目により医師が必要と認めた場合は、二次検診を行なうことといたしますが健診と診療との区別を明確にし、実施願います。
 なお、健康保険証で受診した場合は医療行為(治療)として取り扱われますので、健康保険組合補助の対象にはなりません。

区分	対象者	健康保険組合補助額
二次検診	一次健診の補助対象者で、健診結果により医師が必要と認めた被保険者	検診費用全額
健診補助項目		
<ul style="list-style-type: none"> 胸部X線直接撮影 胃部内視鏡、胃部X線直接撮影 注腸検査 	<ul style="list-style-type: none"> 心エコー・ホルター心電図 超音波検査 法定項目に準ずる血液検査 	
※腹部超音波検査(胆のう・胆石・ポリープ等)・大腸内視鏡検査は、富士通㈱においては医療行為とし、既に自己負担(3割)としておりますので、二次検診の費用補助対象外となります。(医師が必要と認める場合除く) ※検査入院につきましては、医療行為(治療)として取り扱いますので、二次検査の費用補助対象外となります。 ※2011年度より、富士通クリニックでは検査の有効性等から、注腸検査は廃止しました。2011年度をもって、当健保組合での費用補助につきましても、廃止いたしますので、ご承知おきください。		

区分	対象者	健康保険組合補助額
前立腺腫瘍マーカー(PSA)検査	毎年4月1日現在50歳以上の希望者	検診費用全額
歯科検診 (口腔検診・歯石除去・ブラッシング指導)	毎年4月1日現在35歳および当該年度内(4月1日～3月31日)に40歳となる方	

※前立腺腫瘍マーカー(PSA)検査・歯科検診の再検査(二次検査)につきましては、健康保険組合補助の対象外となりますので、健康保険証で受診してください。

2. 婦人科健診(乳がん・子宮がん)の推進について

当健康保険組合では、女性従業員全員を対象に婦人科健診(乳がん・子宮がん)に対する費用補助を実施しています。

近年、乳がん発症率は高く、当健康保険組合加入者の罹患率も年々増加傾向にあり健康診断実施時に婦人科健診を含めて実施している事業主もあります。女性従業員の婦人科健診受診率は28.6%と低い状況でありますので、疾病予防の観点から、健康診断実施時等に婦人科健診を含め実施する方向で調整いただきたく、よろしく願います。(2010年度よりのご依頼事項)

なお、御社にて婦人科健診を実施した場合の費用補助につきましては、当健康保険組合の契約健診機関で受診した場合と同様とし、婦人科健診の委託契約につきましては、当健康保険組合の契約健診機関に準じた契約をお願いいたしたく存じます。

また、市区町村助成がある場合は、自己負担された健診費用について補助いたしますので、助成金を差し引いた健診費用を記入して申請してください。健診費用全額に対し健康保険組合から補助金を受け取ってしまうと二重に給付をうけることになり、返還請求の対象となる場合がありますのでご承知おきください。

助成内容は各自治体により異なりますので、詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。ご不明な点等ございましたら、健康保険組合までご連絡ください。

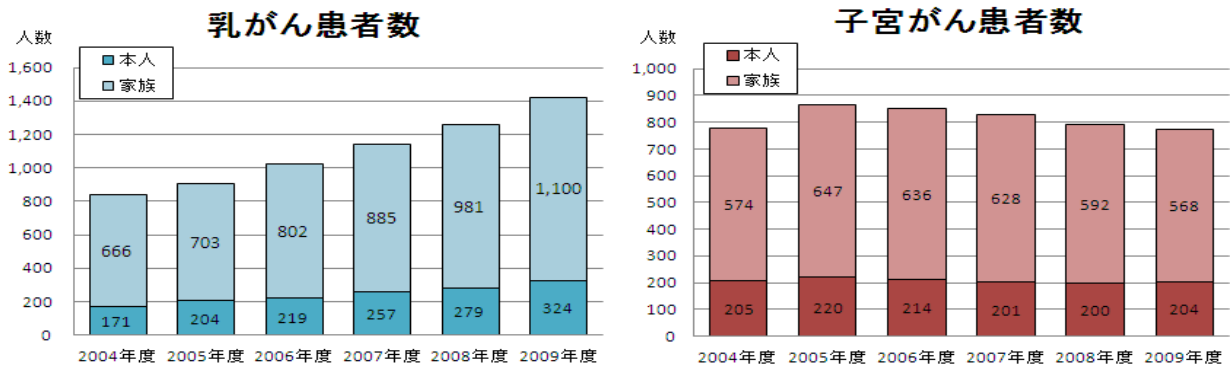
検診項目	主な検査方法	本人負担額	健康保険組合補助額
婦人科健診	乳がん検診	1,000円	本人負担額を除く 健診費用全額 ※健診委託費用:10,000円程度
	子宮頸がん検診		

※婦人科健診再検査(二次検査)につきましては、健康保険組合補助の対象外となりますので、健康保険証で受診してください。

※健診費用が高額な場合は、健診費用の限度額を10,000円とさせていただきます場合があります。

※費用補助回数は年1回といたします。

【ご参考】 富士通健康保険組合における乳がん・子宮がん患者数の推移



3. 請求方法

- ①別紙の各種健康保険組合健診請求書に下記書類を添付のうえ、健康保険組合にご請求ください。
 - ・生活習慣病健康診断受診者名簿および請求内訳 ※健康保険組合指定の書式にてご提出願います。
 - ・健診機関からの請求書(写)または領収書(写) ※受診者名簿は必要ありません。
- ②健診費用補助額については**円未満切り捨て**にて計算のうえ、ご請求ください。
- ③二次検診の『生活習慣病健康診断受診者名簿および請求内訳』には、**個人毎の検査項目を全て記入してください**。ただし、事業所内にて検査を実施し、個別に検査項目がわかる資料を添付される事業所につきましては、記入を省略しても結構です。
- ④支店および営業所につきましては、それぞれ管轄する母店の事業所にて取りまとめのうえ、健康保険組合へご請求願います。

生活習慣病健康診断費用補助請求につきましては、年度末に集中することがないよう、**健康診断実施後、速やかにご請求**くださいますようご協力のほど、よろしくお願いたします。

請求が遅れた場合は、健康保険組合にてお支払いし兼ねる場合がありますので、ご承知おきください。

II. 海外勤務者

1. 国内(赴任前・一時帰国時・帰任時)での健康診断について

海外勤務中も、帯同家族(被扶養者)と共に年 1 回定期健康診断を受診するよう、ご指導いただきたく存じます。なお、健康診断に伴う費用補助につきましては次のとおりといたします。

※費用補助回数は年 1 回といたします。

対象者	区分	健康保険組合補助額
海外駐在員 および 帯同家族(被扶養者)	定期健康診断・生活習慣病健診	健診費用 × 1/2 (上限税込 15,750 円まで)
	帯同配偶者健診	20,000 円 (健診費用が 35,000 円以内であれば自己負担が 0 円となるようご負担願います)
	婦人科健診	上限 9,000 円 (自己負担 1,000 円)

健診補助項目

御社で定められている海外健診について補助いたします。

【ご参考】

※富士通(株)の海外勤務者は、生活習慣病健診対象者を除き、法令に準ずる健診項目となります。

・人事内規 <http://er.fujitsu.com/koukai/naiki/pnai4207.htm>

※富士通(株)海外勤務者・帯同家族(被扶養者)の一時帰国時健診については、富士通(株)海外勤務者ホームページをご参照ください。

・海外勤務者ホームページ <http://er.fujitsu.com/kokusai/>

2. 海外(勤務地)での健康診断について

対象者	区分	健康保険組合補助額
海外勤務者 および 帯同家族(被扶養者)	定期健康診断・生活習慣病健診	健診費用 × 1/2(上限なし)
	帯同配偶者健診	20,000 円 (健診費用が 35,000 円以内であれば 自己負担が0円となるようご負担願います)
	婦人科健診	健診費用 × 1/2(上限なし) (自己負担 1,000 円)
健診補助項目		
御社で定められている海外健診について補助いたします。		
<p>【ご参考】</p> <p>※富士通(株)の海外勤務者・帯同家族(被扶養者)については、富士通(株)海外勤務者ホームページをご参照ください。</p> <p>・海外勤務者ホームページ http://er.fujitsu.com/kokusai/</p>		

3. 請求方法

健康保険組合適用事業所で取りまとめのうえ、別紙「海外勤務者の健康診断に伴う健康保険組合補助の請求について」にて健康保険組合へご請求願います。

ただし、健康保険組合の費用補助は、国内勤務時の健康診断も含め年1回といたします。

※配偶者健診・家族健診の詳細につきましては、健康保険組合ホームページをご参照願います。

4. 海外勤務に伴う予防接種補助対象者および費用補助等について

本予防接種は強制するものではなく、「本人希望」に基づくものです。アレルギー等のある方は医師と相談のうえ、実施してください。

接種の安全性および費用の面から、接種は極力国内で行なうものといたします。

なお、市区町村助成がある場合は、自己負担された健診費用について補助いたしますので、助成金を差し引いた健診費用を記入して申請してください。健診費用全額に対し健康保険組合から補助金を受け取ってしまうと二重に給付を受けることになり、返還請求の対象となる場合がありますのでご承知おきください。

助成内容は各自治体により異なりますので、詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(1) 対象者および補助額

対象者	区分	健康保険組合補助額
海外勤務者・予定者 (本人および被扶養者である 帯同家族含む)	赴任先の地域状況 によるもの	全ての地域で必要となる予防接種(狂犬病含む) ※2010年8月1日接種分よりB型肝炎予防 接種補助開始(但し対象地域限定)
	現地学校の入学に 伴うもの	入学条件となっている予防接種
	国内法定予防接種	海外赴任に伴い国内での公的接種 が受けられなかった場合、年齢によら ず対象
		接種費用全額

※対象地域・・・B型肝炎のキャリアが多い国(人口当たり5～20%のキャリアを有する地域)

(2) 請求方法

①以下の書類をそろえ、健康保険組合にご請求ください。※添付書類のないものは受付できません。

- ・予防接種費用の補助金請求書(インフルエンザ以外)
- ・健診機関からの請求書(写)または領収書(写)

②合計(円)欄につきましては、管轄の担当部門で接種月第1営業日レートにて換算し、記入してください。

③支店および営業所につきましては、それぞれの事業所にて取りまとめのうえ、健康保険組合へご請求願います。

Ⅲ. 2011 年度新規事業について

1. 脳ドック、肺ドック、内臓脂肪検診の費用補助について

「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」等の早期発見・早期治療を目的として、下記のとおり、検診費用補助を実施いたします。

なお、市区町村助成がある場合は、自己負担された検診費用について補助いたしますので、助成金を差し引いた検診費用を記入して申請してください。検診費用全額に対し健康保険組合から補助金を受け取ってしまうと二重に給付をうけることになり、返還請求の対象となる場合がありますのでご承知おきください。

助成内容は各自治体により異なりますので、詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

対象者	区分	健康保険組合補助額	本人負担額	検診機関
被保険者 (特例退職者・ 任意継続者は 除く)	脳ドック	検診費用の実費 (上限税込 28,000 円)	検診費用－28,000 円	日本国内の検診機関 または 富士通クリニック
	肺ドック	検診費用の実費 (上限税込 13,000 円)	検診費用－13,000 円	
	内臓脂肪検診	検診費用の実費 (上限税込 1,000 円)	検診費用－1,000 円	

■日本国内の検診機関で受診する場合

(1) 請求方法

検診費用は一旦全額を本人に立て替えていただき、別紙「脳ドック補助金請求書」「肺ドック補助金請求書」「内臓脂肪検診補助金請求書」に必要事項を記入のうえ、領収書を必ず貼付し、当健康保険組合に提出していただくこととなります。

(2) 支払方法

原則として、毎月 20 日まで当健康保険組合にご請求いただいた分は翌月末日までに保険給付金（付加金等）と同様の口座に振込みますので、事務処理の対応につきましてよろしくお願いいたします。

※費用補助回数は年 1 回といたします。(費用補助実施日:2011 年 4 月 1 日受診分より)

■富士通クリニックで受診する場合

本人が以下の予約ホームページより予約のうえ受診することになります。

詳しくは、健康推進本部ホームページをご覧ください。

・健康推進本部ホームページ http://www.hcp.css.fujitsu.com/hcp_top/blackout.html

脳ドック → MRI 検査予約システム

肺ドック、内臓脂肪検診 → CT 検査予約システム

2. 特定保健指導の実施に伴う費用補助について

特定保健指導実施率の向上を図るため、特定保健指導の実施状況にあわせ事業所に対して、2011 年度より下記のとおり、費用補助を実施いたします。請求および支払方法等の詳細につきましては、別途ご通知いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、健康推進本部では、従業員に対する保健指導の強化を図るため、富士通グループ会社を含めた地区毎の看護職の体制につきまして実態調査・分析を推進し、効率的な保健指導が実施できるよう施策検討しております。

対象者	区分	健康保険組合補助額
積極的支援	当該年度内に初回面接を実施し、保健指導を終了した者	30,000 円
	当該年度内に初回面接を実施し、保健指導を終了していない者 ※初回面接を実施後、中断した者も含む	15,000 円
	前年度内に初回面接を実施し、当該年度内に保健指導を終了した者	15,000 円
動機付け支援	当該年度内に初回面接を実施し、保健指導を終了した者	10,000 円
	当該年度内に初回面接を実施し、保健指導を終了していない者 ※初回面接を実施後、中断した者も含む	5,000 円
	前年度内に初回面接を実施し、当該年度内に保健指導を終了した者	5,000 円

IV. 2011 年度見直し項目について

1. 電話相談事業の見直しに伴う電話番号の変更について

現在、それぞれの会社に委託しているサービスの利便性向上を目的に、2011 年 4 月 1 日より 1 社に統合します。そのため、健康電話相談とメンタルヘルスカウンセリングの電話番号が変わります。

海外からの連絡先も変更となりますのでご注意ください。海外勤務者向けのご案内をご希望の場合は健康保険組合までご連絡ください。

相談種別	健康電話相談	メンタルヘルスカウンセリング
電話番号	0120-507-008	
相談時間	24 時間サービス 年中無休	午前 10 時～午後 10 時 ※日・祝日 年末年始休業
相談費用	電話料・相談料とも無料	電話料・相談料とも無料 ※面接相談は年間 5 回まで無料

■ 広報について

被保険者・被扶養者への広報につきましては、下記のとおり行なう予定としております。

なお、4 月 1 日以降に旧番号へおかけになった場合や、旧アドレス宛にメール相談を行なった場合は、3 ヶ月間変更についてのご案内をいたします。

※ただし、新たな電話番号はお伝えいたしません。それは、加入者以外の電話を受け付けないための措置ですので、ご承知おきください。

- ・健康保険組合ホームページ 掲載済
- ・プラスワン春号 4 月下旬より配布予定
- ・健診パンフレット 4 月 1 日より配布予定

2. 被保険者婦人科健診・配偶者健診・家族健診の費用補助に伴う振込みについて

被保険者婦人科健診、配偶者健診および家族健診の費用補助金につきましては、従来、申請者が指定した被保険者口座にお振込みしていましたが、今般、保険給付金（付加金等）と同様の口座に振込みますので、事務処理の対応につきましてよろしくお願いいたします。

3. 特例退職者・任意継続被保険者に対する健診制度の名称変更

名称が人間ドックとなっていることが、健診機関ごとの健診内容に差異が生じる原因となっていたため、今般、健診内容を生活習慣病健康診断に統一しました。

改正後		改正前
特例退職者健診	←	半日人間ドック
任意継続者健診	←	

V. その他依頼事項

1. 健康診断費用補助等の支払方法

毎月末日まで（健康保険組合必着）に請求いただいた分を翌月の末日までにお支払いいたします。

予防接種につきましては、毎月 20 日（健康保険組合必着）までに請求いただいた分を、翌月の末日までにお支払いいたします。

なお、富士通(株)については富士通(株)本社口座に、富士通(株)以外につきましては健康保険組合適用事業所として登録されている口座にお振込みいたします。

2. 生活習慣病健康診断費用補助・請求予定月の調査について

本健診の費用補助請求につきまして、従来、実施後随時ご提出いただくこととしておりますが、例年、遅延や年度末に集中する傾向にあります。このため、費用補助支払額の予測に誤差が生じ、予実管理に苦慮している状況にあります。本年も、健診費用補助請求月の調査を実施いたしますのでご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

- ① 調査対象の健診区分について
- ② 健診実施予定月の健診人員について
- ③ 健診費用補助請求予定月の請求額について
- ④ 提出期限…2011年5月31日(火) E-mailにてご回答ください。

3. 健康診断結果データのご提供について

特定健康診査・特定保健指導を推進するため、健診結果データのご提供をお願いいたします。

特定健康診査・特定保健指導では、国より健康保険組合に対して特定健康診査受診率(80%)を課されており、達成状況に対して「後期高齢者支援金」の加算・減算に反映することになっていますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■健康診断結果データの送付、およびアップロード方法

事業所担当者用ホームページ(下記参照)よりログイン後、トップページ→健保発信レポート→2010年度「健康診断結果データの提供等の運用ルール変更について(ご依頼)」をご覧ください。

4. 必要書類の入手方法について

必要書類につきましては、健康保険組合事業所担当者用ホームページをご覧ください、入手していただきますようお願いいたします。

「脳ドック・肺ドック・内臓脂肪検診補助金請求書について」および「脳ドック・肺ドック費用補助の実施について」につきましては、富士通健康保険組合ホームページをご覧ください。

■必要書類等

・事業所担当者用ホームページ <https://kenpo.jp.fujitsu.com/staff/index.html> (パスワード: staff222)

(トップページ>ダウンロード>保健福祉関連)

- | | |
|---------------------------------|----|
| ① 生活習慣病健康診断等(7様式分)の健康保険組合補助について | 1式 |
| ② 海外駐在員の健康診断に伴う健康保険組合補助の請求について | 1式 |
| ③ 生活習慣病健康診断費用補助・請求予定月の調査について | 1式 |

・富士通健康保険組合ホームページ <https://kenpo.jp.fujitsu.com/> (パスワード: fjkenpo222)

(トップページ>新着情報)

- | | |
|---|----|
| ① NEWS KENPO「脳ドック・肺ドック費用補助の実施について」
(トップページ>申請書一覧>7.保健福祉について) | 1式 |
| ② 脳ドック・肺ドック・内臓脂肪検診補助金請求書について | 1式 |

以上

【お問い合わせ先 保健福祉グループ 外線:044-738-3011】

・国内勤務者(生活習慣病健康診断・婦人科健診)	担当	山中
・海外勤務者(健康診断・予防接種費用補助)	内線	7129-5453
・生活習慣病健康診断費用補助・請求予定月の調査について	E-mail	yamanaka.s@jp.fujitsu.com
・電話相談事業の見直しに伴う電話番号の変更		
・脳ドック、肺ドック、内臓脂肪検診の費用補助	担当	宮川
・被保険者婦人科健診・配偶者健診・家族健診費用補助に伴う振込みについて	内線	7129-5449
・特例退職者・任意継続被保険者に対する健診制度の名称変更	E-mail	miyagawa.reiko@jp.fujitsu.com
	担当	大沼
・特定保健指導の実施に伴う費用補助	内線	7129-5455
	E-mail	oonuma.hisako@jp.fujitsu.com
	担当	木梨
・健康診断結果データの提供	内線	7129-5456
	E-mail	kinashi.yuki@jp.fujitsu.com